

## 本校の決まりについて（令和7年度）

### ○服装

- ・学校指定の標準服を着用しましょう。
- ・寒いときは学校指定のウインドブレーカーを着用しましょう。
- 登下校時のみ、マフラーや手袋、学校指定でない防寒着を着用することもできます。
- セーターについては、紺色か黒色のものを着用しましょう。ワンポイントもかまいません。
- ・ベルトの色は黒色で、派手なバックルは控えましょう。

### ○頭髪

- ・脱色、染色はやめましょう。
- ・肩にかかる長さの髪の毛は、授業に応じてくくりましょう。
- ・周りに迷惑をかけない髪型にしましょう。

### ○靴

- ・運動に適したものを履きましょう。厚底やハイカット等は控えましょう。

### ○鞄

- ・指定の鞄を使用しましょう。

### 改正点

#### 令和2年度

- ・年間を通して、スポーツドリンクが飲用できるようになりました。
- ・セーターの着用のみで、学校生活を過ごせるようになりました。

#### 令和3年度

- ・ワンポイントの白色運動靴、ワンポイントのセーター、黒色の靴下、パッチン止めが使用できるようになりました。

#### 令和4年度

- ・靴が運動に適したものであれば履けるようになりました。
- ・靴下がワンポイントの白色か黒色であれば、長さに関係なく履けるようになりました。

#### 令和5年度

- ・靴下の色、柄の指定がなくなりました。
- ・ヘアゴムの色の指定がなくなりました。
- ・肩にかかる髪の毛は、必要に応じてくくることになりました。

#### 令和6年度

- ・体操服のすそを出して着用してもよくなりました。
- ・登下校時のみ、学校指定でない防寒着を着用してもよくなりました。

今後も生徒会執行部が中心となって、毎年見直しを行っていきます。